

## 全日版「重要事項説明書補足資料」追補

### 44』 森林法(24)を次の内容に差し替える

### 45』 森林経営管理法(24の2)を追加する

77 頁 44』 森林法（24）法 10 条の 2 第 1 項の次に次の内容を追加する

#### \* 法 10 条の 11 の 6（森林所有者を確知することができない場合における要間伐森林の間伐）

市町村の長が要間伐森林の森林所有者に対する通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権を取得しようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものは、通知が当該森林所有者に 到達したものとみなされた日から六月以内に、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該特定所有権及び特定使用権の取得に関し裁定を申請することができます。

都道府県知事は、必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該申請に係る契約を締結すべき旨の裁定をするものとされます。

裁定について公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者は、当該要間伐森林についての 特定所有権及び特定使用権を取得します。

#### \* 法 10 条の 11 の 13（施業実施協定の効力）を削除する

78 頁 44』 森林法（24）の後に次の内容を追加する

### 45』 森林経営管理法（24 の 2）

#### \* 法 7 条 3 項（経営管理権集積計画）

市町村は、経営管理権集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとします。この公告があつたときは、その公告があつた経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利（経営管理受益権）が、それぞれ設定されます。

経営管理権は、公告の後において経営管理権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があります。

#### \* 法 37 条 3 項（経営管理実施権配分計画）

市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとします。この公告があつたときは、その公告があつた経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定されます。

経営管理実施権は、公告の後において経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があります

## 解説

この法律は、森林法5条1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする法律です。

経営管理権（経営管理実施権）は、経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の公告の後において当該経営管理権（経営管理実施権）に係る森林の森林所有者となった者（国その他農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があります。